

みなさんと議会を結ぶ……議会だより

① 議会ゆがわら

平成28年2月

No.97

湯河原町議会のホームページ <http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>
湯河原町議会のE-mail gikai@town.yugawara.kanagawa.jp

編集/発行 湯河原町議会
〒259-0392
神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
TEL 0465-63-2111(代) FAX 0465-63-9674

湯河原梅林 「梅の宴」

平成28年2月6日(土)から3月13日(日)まで開催中
ライトアップ 2月27日(土)～3月6日(日)

(写真は昨年(27年)の梅林の様子です)

12月
定例会

11/25～12/7

- 一般質問・・・・・・・・・・ 2
- 委員会だより・・・・・・・・ 3
- 議員表彰・研修・・・・・・ 5
- 委員会出席状況・・・・・・ 6
- 審議と賛否・・・・・・・・・・ 9
- 議員の懲罰・・・・・・・・・・ 10

中島 寛議員に 対する懲罰

懲罰とは・・・

議員が地方自治法や会議規則・委員会条例に規定された規律を乱し、これらに違反した場合に科される罰が懲罰です。

欠席議員の懲罰に関しては、議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができます。」と規定されています。(地方自治法第137条)

なお、懲罰の種類は、①「公開の議場における戒告」、②「公開の議場における陳謝」、③「一定期間の出席停止」、④「除名」の4種類が規定されています。(地方自治法第135条第1項)

また、議員の除名については、「議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意がなければならぬ」と規定されています。(地方自治法第135条第3項)

経過

9月30日(水)

中島 寛議員は、9月定例会初日(9月10日)に「身の危険を感じるから」という理由により平成28年3月31日までの全ての会議、委員会、協議会等を欠席しますといった内容の欠席届を提出し、以降の会議等をすべて欠席しました。

議長が特に招状を発しても、なお出席せず、詳細な説明を求めても本人から何ら具体的な説明もなく、一般社会的に見て議員が議会を欠席する際の正当な理由には当たらず、議員の責務を果たしていないとし、9月定例会最終日(9月30日)に「出席停止1日」の懲罰が科されました。

10月7日(水)

自身の年金手続きのため来庁された中島議員に、今後本会議等欠席するのか確認すると、「議長が中島議員の一般質問を許可しなかったことについて、謝罪してくるまで欠席を続けるつもりであ

る。」と言われました。

10月28日(水)

明日開催の商工会・観光協会等との一般会議について、出席の確認を電話にて事務局長が行うと、提出してある欠席届のとおりで出席しないとの返事でした。

10月29日(木)

平成27年度 第1回・第2回一般会議 欠席

中島議員が所属する11月10日開催の議会により編集委員会の招集通知を自宅にファックスしました。

11月9日(月)

明日開催の議会により編集委員会について、出席の確認を電話にて事務局員が行うと、提出してある欠席届のとおりで出席しないとの返事でした。

9月

9月の欠席届は懲罰特別委員会が正当な理由がないと判断された旨伝えらるると、欠席理由が問題であって、3月末までの欠席届を出したことは事実のはず。欠席届の再提出も、理由の訂正もしないとの回答でした。

また、議員報酬の特例

条例について自分がいつから減額の対象になるのか尋ねられたので、このままだと1月の報酬から2割減となる旨伝えました。

11月10日(火)

議会により編集委員会 欠席

11月19日(木)

12月定例会の招集通知を送付しました。

また、室伏議長が12月定例会の出席を要請する旨中島議員に電話で伝え、現時点では話は承りましたが、出る出ないの返事はしませんとの返答でした。

11月20日(金)

自治功労者表彰式及び県町村議会議員研修会 欠席

中島議員に12月定例会中の会議への出席についてお願い文書を郵送しました。

11月24日(火)

中島議員が所属する11月27日開催の教育施設のあり方等調査特別委員会の招集通知を自宅にファックスしました。

12月25日(水)
12月定例会本会議初日 欠席

中島議員の欠席を受け、地方自治法第137条に基づき招状を発しました。同日、郵便局が中島議員の自宅へ配達しました。

11月27日(金)

12月定例会本会議2日目 欠席

教育施設のあり方等調査特別委員会 欠席

当日開議前に電話し、出欠席について確認すると、「了解しています。そちらがどうとっているかだけど、欠席届は出している。早く除名にして、待っている。」と言われました。

そして、本日(11月27日)本会議を欠席したため、議長の発議により懲罰特別委員会が設置・付託されました。中島議員に対して、并明の機会の付与についての通知を発送しました。同日、郵便局が中島議員の自宅へ配達しました。

また、中島議員が所属する12月1日開催の環境・観光産業常任委員会

の招集通知を自宅にファックスしました。

11月30日(月)

中島議員が所属する12月3日開催の教育施設のあり方等調査特別委員会の招集通知を自宅にファックスしました。

12月1日(火)

環境・観光産業常任委員会 欠席

環境・観光産業常任委員会終了後に懲罰特別委員会を開催。

12月7日(月)

12月定例会本会議最終日 欠席

本会議において、懲罰特別委員会委員長報告を行い、「中島 寛議員に対する懲罰について」起立による採決の結果、全員賛成で可決されたため、中島議員に「除名」の懲罰が科されました。

公開の議場において、議長が除名の懲罰を科す旨宣告し、中島議員は議員としての職を失いました。

懲罰特別委員会

(12月1日開催)

(委員長) 土屋誠一
(副委員長) 善本真人
(委員) 山本俊明、
村瀬公大、丸山孝夫、
原田 洋、松野 満

11月27日に議長の発議により議題となった「中島 寛議員に対する懲罰について」は、懲罰特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにした。

12月1日に開催した懲罰特別委員会で審査した結果、中島議員に対して、「除名」の懲罰を科すことに委員会として決定しました。(審査内容は以下のとおりです。)

なお、懲罰を審査するに当たっては、議員の身分に関わる重大な案件であることから、中島議員に対し、懲罰特別委員会への出席、または弁明書の提出など弁明の機会を付与しましたが、いずれも弁明の権利を放棄されました。

懲罰特別委員会での審査内容

中島議員から提出された欠席届の欠席理由は、議事を欠席する正当な理由として認められず、9月定例会において「出席停止1日」の懲罰を科されたにもかかわらず、自身が提出した欠席届を、なお有効なものと主張し続け、一般会議や所属する議会だより編集委員会を欠席し、町村議会議員研修会にも参加しませんでした。

12月定例会においても招集に応じず、新たな欠席届の提出もないまま、本会議等を欠席し、再三にわたる出席の求めにも応じず、議長において招状を発しましたが、なお正当な理由がなく出席せず、9月定例会以降無断欠席を続けました。

委員からは、中島議員は議員として会議に出席する義務を果たしておら

ず、湯河原町議会基本条例第4条第4項「議員は、自らが町民の選良であることを認識し、町民の代表にふさわしい活動を行うよう努めなければならない。」との規定に反し、議員の責務を果たしていないのではないか。9月定例会において懲罰を科されてもおお、欠席を続けているため、一定期間の出席停止よりも重い懲罰を科すべきであるという意見があり、最終的に除名すべきであるという意見が委員会の総意でありました。中島議員に対する懲罰について採決した結果、「懲罰を科すべきものと認める」ことに決定しました。懲罰の種類は、地方自治法第135条第1項第4号「除名」とすることに全員賛成で決定しました。

審議した議案と各議員の賛否(懲罰に関する採決)

○は賛成、×は反対を表しています。

議案番号	議案名	議員名	中島寛	山本俊明	村瀬公大	善本真人	佐藤 恵	丸山孝夫	石井 温	露木寿雄	室伏善美夫	原田 洋	土屋誠一	松野 満	室伏重孝	審議結果	採決日
一	中島 寛議員に対する懲罰について(除名)		欠席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	12/7

※議員の除名については、特別多数議決で行われ、議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意が必要です。この場合議長も採決に加わります。

視察・ 研修の受入

1月27日(木)に和歌山県かつらぎ町議会議員10名が、議会基本条例等についての視察研修のために来町されました。

今まで、全国で2番目に「議会基本条例」を制定した本町議会へ「議会基本条例、議会改革、議会活性化等」の視察・研修のために全国から多くの団体が来町され、本町に宿泊していただいております。



和歌山県かつらぎ町議会 議会運営委員会・議会活性化特別委員会合同視察（1月27日）

箱根駅伝観光 キャラバンに参加しました

1月2日(土)、恒例となった箱根駅伝往路ゴールの芦ノ湖湖畔付近で、湯河原みかん4,000袋(3t)と観光パンフレットの配布を行う観光キャラバンに有志議員10名が参加し、町長、商工会長、町職員、観光協会職員とともにみかんを配りながら観光PRを行いました。



傍聴のご案内

本会議及び常任・特別委員会は、傍聴ができます。
(本会議の傍聴は、先着20名、委員会の傍聴は、先着6名です。)

【受付】開催日の午前9時から

【場所】第1庁舎2階 議会事務局

月議会日程

2月15日(月)午前 本会議(条例・補正予算・当初予算・町長施政方針演説等)

16日(火)午前 環境・観光産業常任委員会

18日(木)午前 総務文教・福祉常任委員会

23日(火)午前 本会議(代表質問・予算質疑)

24日(水)午前 本会議(一般質問)

26日(金)午前 予算審査特別委員会(一般会計)

29日(月)午前 予算審査特別委員会(特別会計・企業会計)

3月2日(水)午後 本会議(委員長報告等)

(午前は10時午後3時の予定です。)

編集後記

中島議員は9月から議会や委員会に1度も出席しなかったため、12月議会で除名処分を受けました。言論の府としての議会の場に、出席して自分の正当性を主張すればよかったと思います。

12月までの欠席中の議員報酬や期末手当は支給されていますが、これらの自主返納は公職選挙法で寄附行為に当たり禁止されています。

住民監査請求や司法の場で返還すべきとの結論が出れば可能だと思われれます。

(丸山 孝夫 記)

議会 編集委員会

委員長 土屋 誠一
副委員長 村瀬 公大
委員 丸山 孝夫 石井 温